

日本余暇学会ニュース

発行所：日本余暇学会 発行人：薮田碩哉 発行日：平成二十二年四月二十五日

ローカルとグローバルを並立させる 重層的な余暇研究を 二〇一〇年の学会運営方針

「余暇と地域文化」を掲げて学会大会を開く。

昨年、日本の政権交代を機に、社会の風向きは着実に変わりつつあるようだ。競争社会からの転換が模索される中で、余暇研究を巡る状況にも好転の兆しがある。この機を捉えて、時代と社会の問題点に焦点を当てた研究を推進し、関連する諸学会や新進気鋭の研究者との交流を積極的に推進して、余暇学の軌道をさらに拡大していきたいと考えている。4月8日の理事会での議論を踏まえて、新年度の課題を紹介しよう。

韓国で開催の「世界レジャー会議」に参加する。

ローカルリズムと余暇を検討する一方で、グローバルリズムと余暇の関係にも焦点を当てたい。8月末から韓国・春川(チュンチョン)市で開催される「二〇一〇年ワールドレジャー総会」において、韓国余暇文化学会が運営する研究セッションに参加する準備を進めている。主題は「レジャーとアイデンティティ」で、わが余暇学研究の最新の成果が紹介できるだろう。隣国でもあり、多くの会員の参加をお願したい(担当：師岡理事、宮入理事)。

「余暇学研究」の一層の充実を図る

12、13号で新しい査読体制が整ったことを踏まえて、水準の高い研究論文を世に問うことに努める一方、内容を拡充し、実践的な報告等も掲載できるようにしたい。また、特集テーマを設けて増刊号を発行することも検討することになった(編集委員長：高橋理事)。

研究の成果を盛り込んだ書籍を刊行する

昨年度は「余暇学再編プロジェクト」を編成し、若手の研究者を核に、ほとんど毎月のように研究会を開いて、新しい余暇研究の対象

余暇学の幅を広げる

昨年の観光系学会との協働による学会大会の開催は、ともすれば狭い枠組みに安住しがちだった余暇学徒にとっても新鮮な刺激となった。この経験を生かして、余暇学に関連する他の学問領域の研究者とのいっそうの交流を深めたい。研究内容の掘り下げという面で関連学会との共同研究を進めることは必須の課題であろう。

余暇学を日本の隅々まで届ける

東京に偏りがちな研

会費納入のお願い
平成22年度会費の納入をよろしくお願ひします。

口座番号：00140-9-729065
加入者名：日本余暇学会
会費：一般会員10,000円
学生会員5,000円

*新しい学会パスポートができた。
余暇に関心のある方に、入会をお勧めください。

活用されるニュースとホームページをつくる

研究会活動を地域に広げ、大阪、福岡など、会員の比較的多い場所での学会主催の研究会を開催し、新しい余暇学の方向を追求して新会員の獲得に努めたい。

新刊案内

日本余暇学会会員(加藤裕康、佐藤生実、宮入恭平)が執筆に携わっている、『コミュニケーション・スタディーズ』(渡辺潤監修、世界思想社)が出版されました。大学の「コミュニケーション」に関連する講義の入門書として執筆されたもので、分かりやすい内容になっています。最近の余暇研究には、学際的な視座が必要とされるようになってきました。本書にも余暇とかわる章があり、ベイトソン、チクセントミハイやロジェクなどの議論が扱われています。

「員会」の設置を提案している程度に過ぎず、なんら具体策はない。厚労省のガイドライン改正より、有給休暇連続付与義務化の方が遙かに効果的だ。資料によればドイツとフランスでは連続付与が法律で定められており、特にフランスでは12労働日を超える有給休暇の取得を義務づけている。このような政策に比べると、「連続分散化案」は選挙目当ての空騒ぎレベルといわれても仕方ないだろう。また今日では、非正規労働者の比率が全労働者の3割を超えている。多くの非正規労働者にとっては「休日」収入のない日であり「政府による一律の「休日」増加政策はむしろ迷惑になりかねない。それより現行の労働法制の運用強化から始め、「休日」より「休暇」の増加を目指すべきではないか。今後とも余暇学会は連続休暇の拡大に努力していく。(山田)

第11回世界レジャー学会・展示会と第1回ワールドレジャーゲームズ

期日：2010年8月28日(土)～9月5日(日)
会場：大韓民国春川市 (ChunCheon：ソウルから車で40分)
テーマ：レジャーとアイデンティティ www.worldleisure2010.org
主催：世界レジャー協会
(余暇問題に関する国連アドバイザー、「レジャー憲章」制定者)

宮入恭平会員の発表が決まりました(要旨は以下、日時は未定)。

Theme: "Music Tourism and Cultural Identity in Japan: Closing John Lennon Museum"

Abstract:

John Lennon, a former member of the Beatles, is one of the most famous musicians in the world. The year 2010 marks the 70th anniversary of his birthday, and 30th anniversary of his assassination. In the atmosphere of this commemorative year, however, John Lennon Museum will close at the end of September, 2010. Yoko Ono, Lenons partner, has leased Lenons mementos to the museum for nearly 10 years, but the contract will expire in September. Strangely enough, this story is neither in the U.K. nor the U.S. but in Japan.

According to the official information of the museum, John Lennon Museum, approved formally by Yoko Ono, is the first museum of its kind anywhere in the world. It might be understandable that the location of the museum is due to the birthplace of her, originally from Japan. The museum, however, is located in Saitama-prefecture, which has no connection to John Lennon and Yoko Ono.

In this presentation, I will discuss how music has been exploited in tourism with commercial and political contexts. I will also examine the links between music and cultural identity. The result shows that John Lennon Museum is one of the many cases in which the tourism industry in Japan has utilized music as a tourist draw.

Language of Presentation: English
Presentation Type: General-Oral Presentation
Themes: Leisure and Cultural Identity
Areas of Interest: Leisure and Tourism

「余暇学研究第13号」の 発刊を終えて

余暇学研究編集委員会 委員長 高橋 進

日本余暇学会の研究誌「余暇学研究」の第13号が3月に刊行された。本学会が、二〇〇九年に「日本学術会議協力学術研究団体」として承認され、現在の編集・査読体制をとるようになってから2号めとなる。本号には、論文5編、研究ノート2編、その他としてエッセイ1編、さらに余暇学会大会の基調講演、シンポジウム報告、及び学会活動報告などが掲載され、総ページ数97ページとなった。

加藤裕康氏は余暇活動の一つのテレビ視聴が子供に与える影響の考察、笹生心

史氏は最近注目されている着地型観光について長崎県での事例を紹介し、それぞれ研究ノートとして掲載された。

太氏は日米のボウリング場経営比較から余暇再組織化についての考察をそれぞれ論文としてまとめた。さらに、自らもミュージシャンである宮入恭平氏は団塊世代の音楽との関わりを考察し、山下雅彦氏は自然の中での滞在におけるストレスと唾液中アマラーゼの生理変化を測定解析し、山本存氏は学童保育現場において子供の遊びや指導員の行動について実態調査と解析を行い、それぞれ論文として掲載された。また、佐藤生実氏はカルチュラル・スタディーズの視点から日常余暇活動を論じ、下島康

経済不況や厳しい雇用状況、高まる高齢化社会と少子化、さらには国際化など、「余暇」を取り巻く環境も社会情勢に伴い多様化している。余暇学研究も、今後はますます多様な分野からの学際的なものとなる。一方で、まずは余暇活動の活性化などのための各種の実践も重要である。学術団体の論文誌としての質の確保には査読も必要であるが、査読を経た論文掲載には、かつと二の足を踏む人もいるかもしれない。次号では、査読付きの研究論文とは別に、さまざまな実践活動報告なども取り上げていきたい。投稿の

「政府・連休分散化案」 本当に休みが増える？

三月二日、政府の観光立国推進本部がまとめた「連休分散化案」が波紋を呼んでいる。「海の日」などの祝日を休日とせず、その代わりに春と秋に5連休を創設し、地域ごとに日程をずらして取得させるという計画だ。観光業界ではピーク需要が平準化することで売り逃しが減り、予約がとりやすくなることや、観光業での長期雇用が期待できることで雇用拡大が期待されている。しかも法改正のみで対応できることから、財源不要の経済対策としても注目されている。

だが、このような法改正に労働者が本当に影響をうけるのだろうか。そもそも週休二日制や「ハッピーマンデー」などはどれほどの人に恩恵をもたらしているのだろうか。一般に「休日」と呼ばれているのは「日曜」「祝日」「年末年始」などである。法律上「休日」

いるのは、消防士や警察官などを除く一般職公務員や学生、生徒、児童だろう。「国会」「裁判所」「行政機関」にはそれぞれ「休日」に関する法律があり、「日曜日及び土曜日」「国民の祝日に関する法律」に定められた日、「12月29日から翌年の1月3日」を休日と規定している。また地方公共団体は地方自治法第4条によって「条例」で休日を決めることになっており、国に倣った休日以外に「都民の日」「開港記念日」などの休日を決めることも出来る。他に、銀行は銀行法15条によって「日曜日」、銀行法施行令5条による「国民の祝日に

関係する法律が規定する休日、12月31日から翌年1月3日までの日、土曜日」が休日と定められている。法律でこのように規定されていれば、働く側も「権利」として休むことを主張しやすいし、使用者も休みにせざるを得ない。しかし一般企業の休日はこのように法律によって定められている。経済自由の原則から考えても望ましいとはいえない。たとえこれら法律に罰則をつけられ、憲法27条の「労働する権利」を阻害することになりかねない。ほとんどの企業は法律で定められた「休日」「祝日」に従う義務はなく、労働力の効率的な配分と利潤の最大化を考えたがら決めていく。政府がどんなに「連休分散化」を訴えても、多くの使用者や労働者はそれに従う義務

がない。国会が休日に関する立法をすることや、企業や労働者が「休日」「休暇」をとることは全く別の問題なのである。労働者の休日について、「労働基準法」35条で「使用者は毎週少なくとも1日の休日」または「4週間を通じ4日以上休日」を与えなければならないと定められている。この法に反した使用者には6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられる。前記のような罰則規定があることから、多くの労働者の休日は「国民の休日に関する法律」ではなく、「労働基準法」によって決まるのである。それゆえ、連休を分散化したり、長期休暇を定着させるため「国民の祝日に関する法律」を改正して、企業従業員の利益に

かならない。むしろ労働基準法の改正が現実的であり、有給休暇の連続付与規定を強化したほうが、政府の「連休分散化案」以上に細かく分散した大型休暇がとれるだろう。現在、年次有給休暇の取得率が5割を下回っている。厚生労働省は今年3月に「労働時間見直しガイドライン」を改正し、「2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るにあたっては当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるように制度の導入に向けて検討しよう」と提案している。内容は各企業に「労働時間等設定改善委

新入会員 橋詰大輝

（東京外国語大学）
長谷川記史
（東洋大学大学院）

2010年度 日本余暇学会研究大会 於・長野県佐久市 10月16・17日

大会テーマ 「余暇と地域文化」 趣旨

かつて、祭は地域最大の余暇であった。祭にも様々な種類があるが、神に五穀豊穡を祈り、地域の繁栄、家内安全を祈る宗教的な行事が、しだいにレジャーとしての要素を強め、地域に根づいてきたことでは共通している。また、日本人は節季や節気の折りに休みをとり、こまごまとしたハレの食事を作って飲食を楽しむ習慣があるが、これらも我々にとって重要な余暇行動に他ならない。そして、これら日本人の余暇行動の多くは、地域の伝統文化として地域の人々の手によって、長く継承されてきたものである。

長野県は昨年今年と大きな宗教的行事が続いている。7年に1度の「善光寺御開帳」、同じく「飯田お練まつり」、20年に1度の「穂高神社大遷宮祭」、そして、天下の奇祭「諏訪大社御柱祭」などであるが、信州は伝統芸能・地域文化の宝庫である。その信州を会場に初めて開催される日本余暇学会研究大会のテーマを「余暇と地域文化」と定めた所以である。

（大会実行委員長 中藤保則）

エントリーは7月末、原稿提出は9月末を締め切りとしている。会員諸氏からの積極的な投稿を期待している。